

秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正することについて

秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年2月26日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う本市の財政及び地域経済への影響を勘案し、現在行っている市長、副市長及び教育長の給与に係る減額措置を、市長については任期満了まで、副市長及び教育長については令和4年3月31日まで延長するため、改正するものであります。

秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

秦野市特別職職員の給与等に関する条例（昭和32年秦野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第22項の見出し中「令和3年3月31日」を「令和4年1月30日」に改め、「、副市長及び教育長」を削り、同項中「令和3年3月31日」を「令和4年1月30日」に改める。

附則第23項に見出しとして「（令和2年5月1日から令和4年3月31日までに副市長及び教育長に支給する給料月額に係る減額特例措置）」を付し、同項及び附則第24項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第10号 秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>1-21 (略)</p> <p>(令和2年5月1日から令和4年1月30日までに市長に支給する給料月額に係る減額特例措置)</p> <p>22 第2条第1号の規定にかかわらず、令和2年5月1日から令和4年1月30日までの間に市長に支給する給料の月額(第3条に規定する期末手当及び地域手当の算出の基礎となる場合を含む。)は、第2条第1号に規定する額から100分の20に相当する額を減じた額とする。</p> <p><u>(令和2年5月1日から令和4年3月31日までに副市長及び教育長に支給する給料月額に係る減額特例措置)</u></p> <p>23 第2条第2号の規定にかかわらず、令和2年5月1日から令和4年3月31日までの間に副市長に支給する給料の月額(第3条に規定する期末手当及び地域手当の算出の基礎となる場合を含む。)は、第2条第2号に規定する額から100分の10に相当する額を減じた額とする。</p> <p>24 第2条第3号の規定にかかわらず、令和2年5月1日から令和4年3月31日までの間に教育長に支給する給料の月額(第3条に規定する期末手当及び地域手当の算出の基礎となる</p>	<p>附 則</p> <p>1-21 (略)</p> <p>(令和2年5月1日から令和3年3月31日までに市長、副市長及び教育長に支給する給料月額に係る減額特例措置)</p> <p>22 第2条第1号の規定にかかわらず、令和2年5月1日から令和3年3月31日までの間に市長に支給する給料の月額(第3条に規定する期末手当及び地域手当の算出の基礎となる場合を含む。)は、第2条第1号に規定する額から100分の20に相当する額を減じた額とする。</p> <p>23 第2条第2号の規定にかかわらず、令和2年5月1日から令和3年3月31日までの間に副市長に支給する給料の月額(第3条に規定する期末手当及び地域手当の算出の基礎となる場合を含む。)は、第2条第2号に規定する額から100分の10に相当する額を減じた額とする。</p> <p>24 第2条第3号の規定にかかわらず、令和2年5月1日から令和3年3月31日までの間に教育長に支給する給料の月額(第3条に規定する期末手当及び地域手当の算出の基礎となる</p>

場合を含む。)は、第2条第3号に規定する額から100分の7に相当する額を減じた額とする。

25 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

場合を含む。)は、第2条第3号に規定する額から100分の7に相当する額を減じた額とする。

25 (略)